

<使用開始日>  
2016年6月3日

# 野村MMF

(マネー・マネージメント・ファンド)

愛称：ひまわり

追加型投信 国内 債券 MMF

## 【投資信託説明書（交付目論見書）】



商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MMF	債券 一般	日々	日本

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成27年12月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:27兆7243億円(平成27年11月30日現在)

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月20日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## 野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)(愛称:ひまわり) 投資信託約款の変更のお知らせ

「野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記の通り投資信託約款の変更を平成28年8月17日適用で予定しております。

### <投資信託約款の変更の内容>

- 信託期間を平成28年8月31日までとする変更
- 信託報酬の総額に関する変更

平成28年8月17日から平成28年8月30日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の1を乗じて得た率(年率。但し、下限は零とします。)を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成28年8月31日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とします。

### <投資信託約款の変更の理由>

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年6月3日正午過ぎ以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

野村アセットマネジメント株式会社

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

#### ■投資方針

好利回りの内外の公社債を中心に投資を行ない、余裕金はコール、割引手形などで運用し、安定した収益の確保をめざします。

●元本の安全性に配慮した運用を行ないます。

- ・ 残存期間が短い好利回りの内外の公社債やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等に投資します。
- ・ 国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する(長期格付でBBB格以上を有している(同等と判断されるものを含みます。))債券及び金融商品に投資します。
- ・ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間1年以内のものとしします。
- ・ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限定します。
- ・ デリバティブ(先物取引、オプション取引、スワップ取引)の利用は、ヘッジ目的に限定し、有価証券等の価格変動リスクを回避するために用います。
- ・ 株式には投資しません。

●ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に配慮し、分散投資を行ないます。

- ・ 債券(国債、政府保証付債券を除きます。)の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の10%を上限とします。
- ・ 債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。

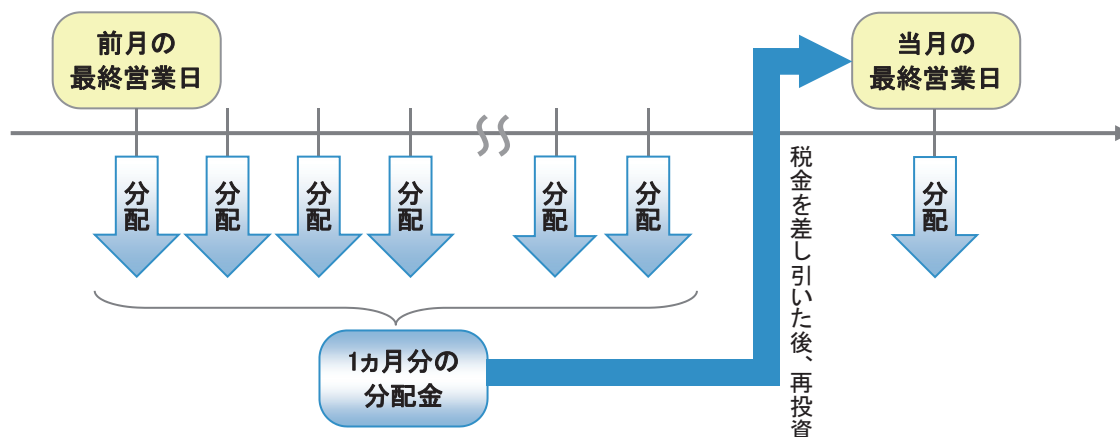
#### ■主な投資制限

外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

#### ■分配の方針

毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

- ◆内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。
- ◆分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。



\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### 債券価格変動リスク

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けません。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドは、信託期間について無期限から平成28年8月31日までに変更する約款変更の手続きを進めております。手続きの結果、上記の約款変更が実施される場合には、平成28年8月31日に信託を終了(定時償還)することとなります。当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。また、信託を終了しないこととなる場合には、ファンドの基本方針に則った運用の継続が困難となることも想定されるため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

### リスクの管理体制

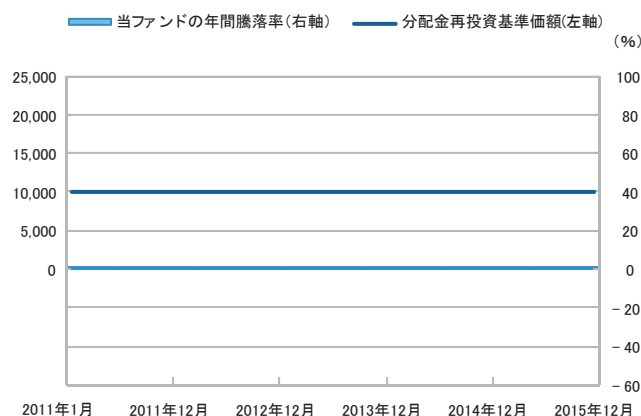
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査  
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理  
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

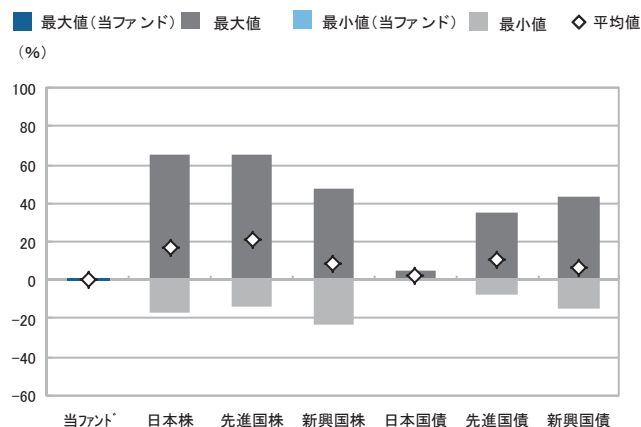
## リスクの定量的比較

(2011年1月末～2015年12月末:月次)

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



## 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	0.0	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 7.9	△ 15.0
平均値(%)	0.1	16.6	20.7	8.8	2.3	10.2	6.9

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年1月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年1月から2015年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年1月から2015年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## 〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

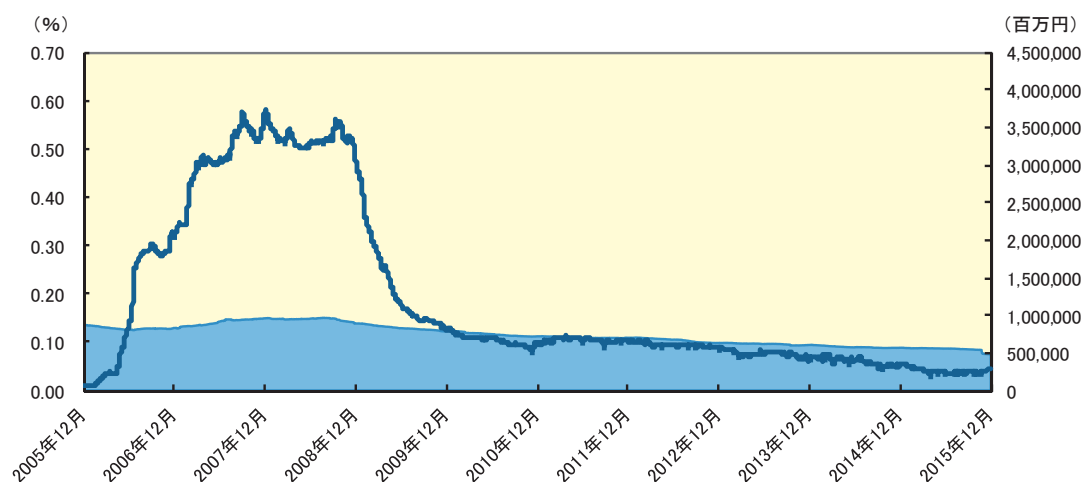


## 運用実績 (2015年12月31日現在)

## 7日間平均年換算利回り・純資産の推移

(日次)

— 7日間平均年換算利回り(課税前)(左軸)  
 ■ 純資産総額(右軸)



## 主要な資産の状況

## 銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫短期証券 第556回	国債証券	7.3
2	国庫短期証券 第563回	国債証券	7.3
3	国庫債券 利付(5年)第96回	国債証券	5.2
4	国庫短期証券 第564回	国債証券	3.7
5	関西電力	コマーシャルペーパー	3.5
6	国庫短期証券 第566回	国債証券	2.6
7	国庫短期証券 第567回	国債証券	2.1
8	エイペックスF	コマーシャルペーパー	2.1
9	日立キャピタル	コマーシャルペーパー	1.7
10	みずほFG	コマーシャルペーパー	1.7

## 資産別投資比率

資産の種類	投資比率 (%)
国債証券	29.4
特殊債券	7.8
社債券	0.9
コマーシャルペーパー	48.3
現金・預金・その他資産(負債控除後)	13.6

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購 入 単 位	1円以上1円単位（当初元本1口=1円）								
購 入 価 額	<p>取得日の前日の基準価額とします。          取得日は、購入申込みと購入申込金の振込みの時期により、原則として以下の通りとなります。</p> <p>【販売会社が営業日の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">購入申込金の受領時間</th> </tr> <tr> <th>正午以前</th> <th>正午過ぎ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得日</td> <td>購入申込受付日<sup>※1</sup></td> <td>購入申込受付日の翌営業日<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>【販売会社が非営業日の場合】          販売会社の営業日以外の日に払込金を添えて購入の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日<sup>※2</sup>の翌営業日の午前中に購入の申込みがあったものとして取扱います。</p> <p>* 購入申込金の受領とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限り、また、営業日とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。</p> <p>※1 購入申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、購入申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。</p> <p>※2 購入申込受付日（払込金の受入れ日）の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、購入申込受付日（払込金の受入れ日）の翌営業日以降、最初に、購入にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。          （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）</p>		購入申込金の受領時間		正午以前	正午過ぎ	取得日	購入申込受付日 <sup>※1</sup>	購入申込受付日の翌営業日 <sup>※2</sup>
	購入申込金の受領時間								
	正午以前	正午過ぎ							
取得日	購入申込受付日 <sup>※1</sup>	購入申込受付日の翌営業日 <sup>※2</sup>							
購 入 代 金	—								
購入の申込者の制限	購入いただける投資家は、個人であることを原則とします。								
換 金 単 位	1口単位または1円単位								
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額								
換 金 代 金	原則、換金申込受付日の翌営業日からお申込みの販売会社でお支払いします。 ※換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額とします。								
申 込 締 切 時 間	—								
購 入 の 申 込 期 間	平成28年2月20日から平成28年8月30日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。								
換 金 制 限	—								
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。								
信 託 期 間	無期限（平成4年5月8日設定） （注）約款変更適用後（平成28年8月17日以降）は以下となります。 平成28年8月31日まで（平成4年5月8日設定）								
繰 上 償 還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。								
決 算 日	毎日								
収 益 分 配	毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。 ※分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。								

信託金の限度額	10兆円
公 告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(5月、11月)および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

※購入のお申込みの方法ならびに単位、お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。



## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、年1.0135%以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

\* 平成11年12月1日以降の各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.11を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年0.3555%以下の場合、信託報酬率は年0.3555%以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

#### 運用管理費用 (信託報酬)

<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	<販売会社(①)(注)> 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等		<受託会社(②)> ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	
信託報酬率 - (①+②)	(元本総額)	(配分)	信託報酬率 $\geq$ 年0.3555%の場合	
	3.5兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 25.25 / 35.55$	1兆円以下の部分	年0.025%
	3.5兆円超 7兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 26.04 / 35.55$	1兆円超 2兆円以下の部分	年0.019%
	7兆円超 10兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 26.83 / 35.55$	2兆円超 3兆円以下の部分	年0.014%
	10兆円超 15兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 27.62 / 35.55$	3兆円超の部分	年0.010%
	15兆円超の部分	信託報酬率 $\times 28.40 / 35.55$	信託報酬率 $<$ 年0.3555%の場合	
			(元本総額)	(配分)
			1兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 2.50 / 35.55$
			1兆円超 2兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 1.90 / 35.55$
			2兆円超 3兆円以下の部分	信託報酬率 $\times 1.40 / 35.55$
		3兆円超の部分	信託報酬率 $\times 1.00 / 35.55$	
	* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。			

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

その他の費用・  
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

(注)約款変更適用後(平成28年8月17日以降)は以下となります。

運用管理費用  
(信託報酬)

【平成28年8月17日から平成28年8月30日まで】

信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」※に100分の1を乗じて得た率(年率。但し、下限は零とします。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

※「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日におけるファンドの元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

＜委託会社＞	＜販売会社(①)(注)＞	＜受託会社(②)＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等
信託報酬率 －(①+②)	信託報酬率 × 25.25 / 35.55	信託報酬率 × 2.50 / 35.55

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

\* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

【平成28年8月31日】

信託報酬の総額は、収益等(繰越利益金を含みます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とし、当該計算期末に計上します。

ファンドの信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。支払先の配分および役務の内容については、下記の通りとします。

＜委託会社＞	＜販売会社(①)(注)＞	＜受託会社(②)＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等
信託報酬の総額 －(①+②)	信託報酬の総額 × 25.25 / 35.55	信託報酬の総額 × 2.50 / 35.55

(注)販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

\* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の(個別)元本超過額に対して20.315%

- \* 上記は平成28年1月現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- \* 財形貯蓄制度、少額貯蓄非課税制度(マル優)をご利用いただけます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

